

首都圏中央連絡自動車道 島名舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書25-5-1 セメント安定処理路盤工	(5)支払の項目に、試験舗装に必要な費用を含むとありますが、積算上の試験舗装の場所、面積、厚み等の明示をお願いします。	積算に関する事項についてはお答えできません。
2	特記仕様書25-5-1 セメント安定処理路盤工	「自走式土質改良機により骨材とセメントの材料混合を行う」と明記されています。指定された工法では、安定して品質管理基準を満足したセメント安定処理路盤材の製造が困難であることが、試験舗装で明らかになった場合には、別の工法を考慮されているのでしょうか。それは設計変更の対象となるのでしょうか。ご教授ください。	試験舗装の結果に基づき、別途協議事項とお考えください。
3	特記仕様書25-5-1 セメント安定処理路盤工	近接工事(NEXCO)の仮設ソイルプラントから、材料を購入して施工することは可能でしょうか。それは設計変更の対象となるのでしょうか。ご教授ください。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	特記仕様書25-5-4-(4) 試験舗装	高機能舗装Ⅱ型用混合物において、約150m ² の試験施工を実施する旨が記載されています。施工幅について記載がありませんが、設計の施工幅であるW=1.0mで延長150mを想定されているのでしょうか、ご教授ください。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
5	設計図(詳細図)76/80及び80/80に記載されている交通保安要員について	80/80では、規制保守担当は「交通監視員B、B(夜)」と記載されていますが、76/80の規制保守担当は、「交通監視員」と単価項目に無い記載になっています。この費用は、交通規制工に含むのでしょうか。内訳表に常時2名とありますが、交代要員を含めると3名必要なのでしょうか。また、昼夜交代で24時間必要と解釈してよろしいのでしょうか。ご教授ください。	詳細図76/80に示す「交通監視員」については、特記仕様書25-25「率計上工事に関する事項」に含まれます。